

議案第 5 号 定款 9 章 53 条の改訂について

<変更案>

現在の 53 条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。



新53条（案）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

<理由>

- ① NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されます。（組合等登記令が変更される）
- ② 特定非営利活動促進法改正（平成 28 年 6 月）により NPO 法人は貸借対照表を作成後遅滞なく自ら公告することとされる。法の施行は平成 30 年 10 月から。公告の方法は定款に定められている方法ということになる。（官報、HP、新聞など）
- ③ 平成 30 年 10 月には定款に定められた方法で公告を行う必要がある。この日以降に作る貸借対照表は公告しなければならない。また、特定貸借対照表として平成 29 年 12 月 31 日の貸借対照表もこの時点で公告される必要がある。（内閣府ホームページ 2-5-10 参照）

以上により特定非営利活動法人は貸借対照表の公告をしなければならなくなったが、その方法は定款の定めによる。現在の定款では官報への掲載が必要になりますが、このためにはその都度、最低でも 7 万円程度のコストがかかりますので定款の変更を提案いたします。

千葉市及び内閣府の案内

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/h28dnpohoukaisei.html>

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/documents/hokaiseichirasi.pdf>

<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninshouseido/ninshou-houkoku>